

2 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る管理体制に関する事項

(1) 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る経営上の方針

(2) 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る総括的な責任を担う組織の設置及び取組の状況

① 総括的な責任を担う組織（以下「総括的組織」という。）の名称

② 総括的組織が取り組んでいる事項

ア 社内における産業廃棄物の管理体制

- 経営者層を含めた、産業廃棄物の減量及び適正処理に関する委員会等を設置している。
- 産業廃棄物処理^{※2}の委託先の選定・契約に関与する組織の間で、産業廃棄物処理について必要な情報を共有している。
- 産業廃棄物処理の履行状況の確認に電子マニフェスト^{※3}を導入している。
- 産業廃棄物処理の履行状況の確認にGPSやICタグ等のITを活用した産業廃棄物の追跡システムを導入している。
- 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する手順書を策定している。
<策定している手順書に含まれている内容>
 - 適正な処理委託契約を行うための手順
 - 適正な分別や保管の手順
 - 紙マニフェスト^{※4}及び電子マニフェスト（以下「マニフェスト等」という。）の運用を適正に行うための手順
 - 処理施設を設置している場合、施設での適正な処理を行うための手順
 - その他（ ）
- 事故発生時の連絡対応の体制を構築している。
- 産業廃棄物の適正処理に係る内部監査の実施体制を構築している。
- 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する情報を外部発信するための体制を構築している。
- 下請事業者等の関連事業者を含めた、減量及び適正処理確保のための体制を構築している。
- 事業者自らが産業廃棄物の処理を行う施設を管理運営するための体制を構築している。
- その他（ ）

イ 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する社内のコミュニケーション

- 各事業場の産業廃棄物の排出状況、分別状況、保管状況、処理実績を把握している。
- 各事業場の産業廃棄物の処理に関する委託契約の締結状況を把握している。
- 各事業場から排出される産業廃棄物の委託処理に関するマニフェスト等の運用状況を把握している。
<把握している内容>
 - 紙マニフェストの交付状況及び電子マニフェストの登録状況
 - 処理業者からの紙マニフェスト（写）の送付状況
 - マニフェスト等の確認による、各事業場の委託処理の履行状況

竣工後の紙マニフェスト(写)の保存状況

その他 ()

- 各事業場の産業廃棄物の委託処理に関する料金の支払状況を把握している。
- 従業員の教育訓練を実施している。
- 産業廃棄物の減量や適正な処理に関する計画やルールを各事業場に伝達している。
- 産業廃棄物の適正処理に係る監査の指摘事項に関する改善を指示している。
- その他 ()

(3) 産業廃棄物管理責任者の役職及び役割

① 産業廃棄物管理責任者の役職名

② 産業廃棄物管理責任者が取り組んでいる事項

- 事業場における産業廃棄物排出状況(分別状況、保管状況、処理状況の実績)を把握している。
- 事業場の産業廃棄物の処理に関する委託契約の締結状況を把握している。
- 事業場から排出される産業廃棄物の委託処理に関するマニフェスト等の運用状況を把握している。

<把握している内容>

- 紙マニフェストの交付状況及び電子マニフェストの登録状況
- 処理業者からの紙マニフェスト(写)の送付状況
- マニフェスト等の確認による、委託処理の履行状況
- 紙マニフェスト(写)の保存状況
- その他 ()

- 事業場の産業廃棄物の委託処理に関する料金の支払状況を把握している。
- 事業場の産業廃棄物の減量及び適正処理に関する手順書を策定している。

<策定している手順書に含まれている内容>

- 適正な処理委託契約を行うための手順
- 適正な分別や保管の手順
- マニフェスト等の運用を適正に行うための手順
- 自ら処理を行うための施設を設置している場合、施設での適正な処理の手順
- その他 ()

- 事業場の従業員の教育訓練を実施している。
- 産業廃棄物の減量や適正な処理に関する計画やルールを事業場に伝達している。
- 産業廃棄物の適正処理に係る監査の指摘事項に関する改善を指示している。
- その他 ()

(4) 従業員の教育訓練の実施状況

① 全従業員を対象とした研修の内容

- 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する経営上の方針について
- 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する計画や目標について
- 産業廃棄物の適正な分別、保管の徹底について
- 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する各従業員の役割について
- 産業廃棄物の減量及び適正処理に関するルールについて
- 廃棄物関係法令の概要について
- 外部機関が行う、産業廃棄物の減量及び適正処理に関する研修を受講
- その他 ()

<従業員の研修受講頻度:>

② 産業廃棄物管理責任者を対象とした研修の内容

- 廃棄物関係法令について
- 各事業場の特性に応じた分別の方法について
- 事業場の従業員の教育について

- 優れた取組を行っている他事業場の排出現場の視察や取組事例の紹介
- 処理委託先の施設の視察を行い、その処理に見合った分別を再確認
- 外部機関が行う、産業廃棄物の減量及び適正処理に関する研修を受講

<受講した研修名>

- 産業廃棄物管理責任者講習会 (主催:)
- 産業廃棄物等実務管理者講習 (主催:)
- その他 ()

その他 ()

<産業廃棄物管理責任者の研修受講頻度: >

③ 教育訓練用テキストの作成状況

- 社外で作成されたテキストを活用している。
- 全従業員を対象とした教育訓練用のテキストを作成している。
- 産業廃棄物管理責任者を対象とした教育訓練用のテキストを作成している。
- その他 ()

④ 教育訓練の効果促進に向けた取組

- 産業廃棄物の減量及び適正処理に係る取組に関して提案募集制度を導入している。
- 産業廃棄物の減量及び適正処理に係る取組事例の発表会を開催している。
- 産業廃棄物の減量及び適正処理に係る優れた取組に対して、社内表彰制度を導入している。
- その他 ()

(5) 産業廃棄物処理に係る監査の実施状況

① 産業廃棄物処理に関する内部監査の監査項目

- 処理委託契約書の内容に関する事項
- マニフェスト等の運用に関する事項
- 産業廃棄物の分別状況
- 産業廃棄物の保管状況
- 産業廃棄物の減量や適正な処理に関する計画等の達成状況
- 自ら処理を行う場合の処理状況
- その他 ()

<内部監査の実施頻度: >

② 産業廃棄物処理に関する外部監査の頻度 (頻度:)

3 関連事業者に対する産業廃棄物の減量及び適正な処理の普及、支援等の取組

① 子会社を含めた取組

- 子会社を有していない。
- 産業廃棄物の適正な処理に関する情報を共有している。
- 子会社も含めた研修や勉強会を実施している。 (頻度:)
- その他 ()

② 下請事業者を含めた取組

- 工事に下請事業者が入ることは無い。
- 当該工事の下請事業者に産業廃棄物処理を委託する場合、工事契約とは別に処理委託契約を締結している。
- 当該工事の下請事業者に産業廃棄物処理を委託する場合、産業廃棄物の処理費用は工事費とは別に設定している。
- 下請事業者のマニフェスト等の運用状況を確認している。
- 産業廃棄物の適正な処理に関する情報を共有している。
- 下請事業者も含めた研修や勉強会を実施している。 (頻度:)
- その他 ()

③ 建設資材等の納入事業者を含めた取組

- 納入事業者が入ることは無い。
- 納入時の荷姿や梱包を簡素化している。
- 納入事業者も含めた研修や勉強会を実施している。 (頻度:)
- その他 ()

4 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る情報の発信に係る取組

産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る経営上の方針

<公表方法>

- 現場での掲示 ホームページへの掲載 環境報告書への掲載
 その他 ()

産業廃棄物の排出状況・処理状況

<公表方法>

- 現場での掲示 ホームページへの掲載 環境報告書への掲載
 その他 ()

資源化の実績

<公表方法>

- 現場での掲示 ホームページへの掲載 環境報告書への掲載
 その他 ()

再生資源の利用状況の実績

<公表方法>

- 現場での掲示 ホームページへの掲載 環境報告書への掲載
 その他 ()

自ら処理を行う場合の、処理施設から生じる環境汚染物質等の測定値

<公表方法>

- 現場での掲示 ホームページへの掲載 環境報告書への掲載
 その他 ()

その他 ()

<公表方法>

- 現場での掲示 ホームページへの掲載 環境報告書への掲載
 その他 ()

その他 ()

<公表方法>

- 現場での掲示 ホームページへの掲載 環境報告書への掲載
 その他 ()

その他 ()

<公表方法>

- 現場での掲示 ホームページへの掲載 環境報告書への掲載
 その他 ()

5 処理を委託した産業廃棄物の適正な処理を確保するための取組

(1) 産業廃棄物の処理の委託先を選定するときに確認している事項

① 収集運搬業者を選定するときに確認している事項

産廃エキスパート・産廃プロフェッショナルの認定業者^{*5}であるかどうか確認している。

自社との過去の契約実績を確認している。

複数の収集運搬業者の料金を比較している。

許可証の内容を確認している。

<確認内容>

- 許可の期限 許可品目 積込み場所と運搬先の許可の有無
 積替え保管の有無
 その他 ()

委託する産業廃棄物の品目の収集運搬実績を確認している。

処理業者団体に照会している。

収集運搬業者選定のためのチェックリストを作成して活用している。

都の報告・公表制度の対象である収集運搬業者（積替え保管を含む）の場合には、公表されている報告内容を参考にしている。

<参考にしている内容>

- 事業概要 報告期間末の施設の現況 処理の実績
 その他 ()

積替え保管を伴う場合には、積替え保管施設を現地確認している。

<確認内容>

実際に保管されている産業廃棄物の種類

保管量

飛散や流出の防止対策

廃棄物処理法で記載と備付けが義務付けられている帳簿の内容

その他 ()

従業者の教育訓練の実施状況を確認している。

車両事故等の緊急時における対応方法を確認している。

財務状況を確認している。

電子マニフェストの導入状況を確認している。

GPSやICタグ等のITを活用した産業廃棄物の追跡システムの導入状況を確認している。

その他 ()

② 処分^{※6}業者を選定するときに確認している事項

都内での処分を委託する場合は、産廃エキスパート・産廃プロフェッショナルの認定業者^{※5}であるかどうか確認している。

自社との過去の契約実績を確認している。

複数の処分業者の料金を比較している。

許可証の内容を確認している。

<確認内容>

許可の期限

許可品目

処理方法

処理能力

その他 ()

委託する産業廃棄物の品目の処分方法や処分実績を確認している。

処理業者団体に照会している。

処分業者選定のためのチェックリストを作成して活用している。

都内での処分を委託する場合は、都の報告・公表制度の内容を参考にしている。

<参考にしている内容>

事業概要

報告期間末の施設の現況

処理の実績

その他 ()

処分業者の施設を現地確認している。

<確認内容>

処理されている産業廃棄物の品目

処理方法

処理前、処理後の産業廃棄物の保管量

飛散や流出の防止対策

廃棄物処理法で記載と備付けが義務付けられている帳簿の内容

その他 ()

従業者の教育訓練の実施状況を確認している。

中間処理を委託する場合、中間処理後の残さの処分先（最終処分場等）を現地で確認している。

<確認内容>

搬入されている産業廃棄物の種類

最終処分場の残存容量

廃棄物処理法で記載と備付けが義務付けられている帳簿の内容

その他 ()

危機管理体制を確認している。

環境保全への取組状況を確認している。

財務状況を確認している。

電子マニフェストの導入状況を確認している。

GPSやICタグ等のITを活用した産業廃棄物の追跡システムの導入状況を確認している。

その他 ()

(2) 産業廃棄物の処理の過程において当該産業廃棄物に関して確認している事項

収集運搬業者に引き渡す際に従業者が立ち会っている。

収集運搬業者に引き渡す際に産業廃棄物の種類を再確認している。

- 収集運搬業者に引き渡す際に産業廃棄物の数量を再確認している。
- 収集運搬業者が使用する運搬車両の許可番号表示^{※7}の有無を確認している。
- GPSやICタグ等のITを活用して処理の履行状況を随時確認している。
- すべてのマニフェスト等と契約書の内容を突合して、委託の履行状況を再確認している。
- その他 ()

(3) 産業廃棄物処理に係る費用の支払方法

- 収集運搬業者、処分業者に個別に支払っている。
 - <支払時期>
 - (収集運搬業者への支払時期)
 - 収集運搬業者に引き渡す時点
 - 処分委託先での処分の終了を確認後
 - その他 ()
 - (処分業者への支払時期)
 - 処分委託先での処分の終了を確認後
 - その他 ()
 - 処分業者に一括して支払っている。
 - <支払時期>
 - 運搬の終了を確認後
 - 最終処分の終了を確認後
 - その他 ()
 - 収集運搬業者に一括して支払っている。
 - <支払時期>
 - 収集運搬業者に引き渡す時点
 - 処分委託先での処分の終了を確認後
 - その他 ()

(4) 委託先が産業廃棄物の適正な処理を行い得る状態が維持されているか確認している事項

- 許可内容の変更の有無を確認している。
 - (確認頻度)
- 行政処分の状況を確認している。
 - (確認頻度)
- 委託先と意見交換を実施している。
 - (確認頻度)
- 委託先が都の報告・公表制度の対象となる事業者である場合には、公表内容を確認している。
 - (確認頻度)
- 委託先の処分業者の施設を定期的に現地確認している。
 - (確認頻度)
- 中間処理を委託している場合は、中間処理後の残さの処分先施設を定期的に現地確認している。
 - (確認頻度)
- 委託先の処理業者が産廃エキスパート・産廃プロフェッショナルの認定業者^{※5}であることを確認している。
 - (確認頻度)
- その他 ()
 - (確認頻度)

6 産業廃棄物の処理に伴う環境への負荷を低減するための取組

- 排出抑制の目標を設定している。
- 資源化目標を設定している。
- 建設資材等の発注及び使用を計画的に行っている。
- 再使用、マテリアルリサイクル、サーマルリサイクルの優先順位に配慮した処理方法を選択している。

- 自ら設置する処理施設から生じる環境汚染物質等の定期的測定と改善を行っている。
- ライフサイクルアセスメント（LCA）手法を導入している。
- その他（ ）

7 産業廃棄物の再生状況

【資源化率（%）＝資源化量／発生量×100】

- | | | | | | |
|---|---|-------|----|--------|---|
| <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート | ⇒ | 資源化率（ | %） | 資源化内容（ | ） |
| <input type="checkbox"/> コンクリート | ⇒ | 資源化率（ | %） | 資源化内容（ | ） |
| <input type="checkbox"/> 木くず | ⇒ | 資源化率（ | %） | 資源化内容（ | ） |
| <input type="checkbox"/> 石膏ボード | ⇒ | 資源化率（ | %） | 資源化内容（ | ） |
| <input type="checkbox"/> 廃プラスチック | ⇒ | 資源化率（ | %） | 資源化内容（ | ） |
| <input type="checkbox"/> 建設泥土 | ⇒ | 資源化率（ | %） | 資源化内容（ | ） |
| <input type="checkbox"/> <table border="1" style="width: 150px; height: 15px;"></table> | ⇒ | 資源化率（ | %） | 資源化内容（ | ） |
| <input type="checkbox"/> <table border="1" style="width: 150px; height: 15px;"></table> | ⇒ | 資源化率（ | %） | 資源化内容（ | ） |
| <input type="checkbox"/> <table border="1" style="width: 150px; height: 15px;"></table> | ⇒ | 資源化率（ | %） | 資源化内容（ | ） |

8 再生資源の利用状況

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 熔融スラグ（直接利用） | <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品（熔融スラグを用いた物） |
| <input type="checkbox"/> 再生加熱アスファルト混合物（熔融スラグを用いた物） | <input type="checkbox"/> エコセメント |
| <input type="checkbox"/> 建設泥土から再生処理した処理土 | <input type="checkbox"/> 土工用水砕スラグ |
| <input type="checkbox"/> 再生加熱アスファルト混合物 | <input type="checkbox"/> 高炉スラグ骨材 |
| <input type="checkbox"/> 銅スラグ材 | <input type="checkbox"/> 鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物 |
| <input type="checkbox"/> 高炉セメント | <input type="checkbox"/> フライアッシュセメント |
| <input type="checkbox"/> 再生木質ボード | <input type="checkbox"/> パーティクルボード |
| <input type="checkbox"/> その他（ | ） |
| （ | ） |
| （ | ） |

9 その他の取組

- ※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物及び同第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物を指す。
- ※2 収集運搬、中間処理、最終処分を指す。
- ※3 廃棄物処理法第12条の5に規定する、電子情報処理組織を使用して産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の運搬及び処分が終了した旨を情報処理センターに報告する仕組みを指す。
- ※4 廃棄物処理法第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票を指す。本様式においては「紙マニフェスト」という。
- ※5 都が指定した第三者評価機関により、適正処理、再資源化及び環境負荷低減に向けた取組の実施など、一定の基準をクリアしたと認められた業者をいう。
- ※6 中間処理、最終処分を指す。
- ※7 廃棄物処理法施行令第6条第1項第1号イ及び同第6条の5第1項第1号に規定する表示を指す。